

空き地及び空き家の火災予防について

空き地及び空き家の火災にご注意！

全国の建物火災における出火原因で放火及び放火の疑いによるものは常に上位に位置し、特に空き地及び空き家から出火した火災は、放火によるものが多くあります。

南但広域行政事務組合火災予防条例では、放火、火遊び、たばこの投げ捨て等による空き地及び空き家の火災を防ぐため、所有者や管理者の方に対して火災予防上必要な措置を講じるよう規定しています。

また、火災以外にも空き地等を放置することで生まれるリスク（建物の倒壊、犯罪の温床、生活環境の悪化など）がありますので、注意が必要です。

南但広域行政事務組合火災予防条例（抜粋）

（空地及び空家の管理）

第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

放火されやすい空き家の状況

- ・家の様子がそこから見え、人の気配がない。
- ・人の出入りが無い。
- ・敷地内、建物内に誰でも入ることができる。
- ・ドアや窓が壊れ開いている。
- ・新聞紙や雑誌などのゴミが散乱している。



具体的な管理方法

（空き地の管理）

1. 雑草や枯草などは刈り取るなどして適切に処理しましょう。
2. 木くず、紙くずなどの燃えやすいものは、置かない（放置しない）ようにしましょう。
3. フェンス等で周囲を囲みましょう。

（空き家の管理）

1. みだりに出入りができないよう出入口は施錠しましょう。
2. 燃えやすいものを周囲に置かない（放置しない）ようにしましょう。
3. ゴミや雑草などをなくし管理が行き届いていることをアピールしましょう。
4. ガスや電気は確実に遮断し、危険物（灯油など）は置かないようにしましょう。

空き地及び空き家の管理を行い、火災を予防しましょう